

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』
に関するQ&Aについて

計5枚（本紙を除く）

介護保険最新情報 vol.122 において【『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的推進及び訪問介護員養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について】をお送りしましたが、同プログラムについてQ&Aが作成されましたのでお送りします。

Vol.123

平成21年11月16日

厚生労働省老健局

振興課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3937)
FAX：03-3503-7894

介護雇用プログラムに関するQ&A（地方自治体向け）

Q 1 地方自治体が事業を実施する目的は何ですか？

A 資格を有する介護労働力を確保することが可能となり、地域における介護サービスの質、量を引き上げることができます。

Q 2 委託できる介護施設等の範囲を教えてください。

A 介護等の事業を行う介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者を対象に、事業を委託することができます。（別添参照）

Q 3 公立施設で直接実施することはできますか？

A 直接、地方自治体が失業者を雇い入れて事業を実施していただいて構いません。

Q 4 市町村についても、都道府県と同様に実施主体となることはできますか。

A 緊急雇用創出事業を活用するものであり、市町村についても実施することができます。

Q 5 離職失業者等を雇い入れるとされていますが、離職失業者以外の対象者を教えてください。

A 事業を廃業した自営業主又はその家族従業者であった者、高等学校等を卒業した未就職者等の失業者を想定しています。

Q 6 事業経費にはどのようなものが含まれますか。また、賃金や養成機関の受講費用に上限はありますか？

A 地方自治体の判断に委ねられるものですが、概ね事業経費に算定しうるものとして、以下の費用が考えられます。

① 養成講座費用

- ・養成機関の入学金
- ・養成機関の受講料
- ・その他養成に必要な教材費等

② 賃金

- ・講座受講中を含むすべての労働時間に相当する賃金
なお、養成機関において、参加者が自由に利用できる休憩時間（昼休みを含む）は労働時間に該当しない。ただし、養成機関と介護施設との移動時間については、通常の移動に要する時間は労働時間に該当する。

③ 介護労働の従事に要する費用

- ・参加者が使用する資材等の費用
- ・介護労働者雇用管理責任者等が指導に当たる間の賃金相当費用
- ・その他介護労働に必要な経費

一般的に、地方自治体は、上記の①から③までに要する費用の最高額を算定し、

これを上回らない応募事業者について、予定総事業経費の範囲で落札業者を決定することになると考えられます。すなわち、応募事業者は、目指す資格ごとに定められる1人当たりの事業経費の上限を超えない範囲で、賃金や受講費用等を決定することになると考えられます。ただし、賃金は、都道府県ごとに定められた最低賃金を下回ることはないよう設定する必要があります。

Q 7 受託事業者が、失業者を新規に雇い入れて就労させるとともに、既存職員に介護資格を取得させることはできますか？

A 新規に雇入れた者に介護資格を取得してもらう事業であり、認められません（従前どおり、代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業の対象となります。）。

Q 8 人材派遣会社を活用することはできますか？

A 『働きながら資格をとる「介護雇用プログラム」』においては、介護施設等に雇い入れられることが必要であり、人材派遣会社からの派遣による就労形態は認められません。

Q 9 社会福祉協議会等を活用することはできますか？

A 介護施設等へ事業を再委託する形で社会福祉協議会等に事業委託することは、委託先がその受託した事業の全部を再委託することとなるため好ましくありません。

社会福祉協議会等へ事業委託しようとする場合、単に自治体の契約事務等の軽減のみを理由とすることは不可であり、社会福祉協議会等を委託先として選定することの合理性及び必要性を明確にする必要があります。

Q 10 介護職員基礎研修やヘルパー1級等の他の介護資格の取得を目指す事業を委託することはできますか？

A 地域のニーズを勘案して対象資格を設定いただいて構いません。

Q 11 介護福祉士を目指す専門学校においては、事前に入学金の納入を求められるので、開講以前に採用した場合、雇用期間を2年超とする必要があるが、可能ですか？

A 雇用期間は最長2年であるので、専門学校に納入を待ってもらうか、事業者に当面、立て替えていただくよう調整をお願いします。

Q 12 年度内に雇い入れ、4月から受講を開始することができますか？

A 可能です。雇用契約期間内に資格を取得いただければ結構です。

Q 13 雇用契約期間が年度をまたぐ場合、地方公共団体と事業委託された民間企業等との委託契約につき、年度末までの委託契約と新年度の委託契約に分ける必要がありますが、これは委託契約の更新に当たりますか？

A 1年以内の期間、継続して雇用される場合、年度ごとに委託契約を分けても更新とみなす必要はありません。介護福祉士を目指して、1年の委託契約期間が終了し、さ

らに1年の委託契約を締結する場合は更新となります。

Q14 委託契約期間内に中途離職した場合、事業費の取扱はどうなりますか？

A 離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用(当日までの賃金が想定されます)を事業費とし、残余の額を返還していただくことになります。

Q15 介護福祉士を目指す場合、長期休暇時のみ就労させることとして、受講日の就労を免除することができますか？

A 就労時間は事業者において自由に設定することが可能です。ただし、受講時間(休憩時間を除く)及び養成機関と介護施設との間の通常の移動に要する時間も労働時間とされるので、実際の就労時間との合計が週40時間を超えることのないよう指導してください。

Q16 ホームヘルパー2級を取得させる事業の場合、養成機関への通学のみのコースではなく、通信制のコースでも構いませんか？

A 通信制でも構いません。その場合、事業者の指揮命令により通信制のコースを受講するものですから、そのための自宅学習時間は養成機関における学習時間と同様に労働時間として扱うことが必要になるケースもあると考えられますが、その具体的な取扱いについては、学習の内容等を踏まえ労使でよく話し合ってもらう必要があります。

Q17 雇い入れた離職失業者等は、介護保険法の基準上、介護職員に含まれますか？

A 雇い入れた離職失業者等を介護職員として取り扱うか、介護職員ではないものとして取り扱うかについては、それぞれの実情に応じて判断していただくことになります。ただし、人員配置基準上の介護職員として取り扱う場合は、介護報酬算定上の介護職員としても取り扱う必要があります。

Q18 雇い入れた離職失業者等は、障害者自立支援法等の基準上、生活支援員等の職員に含まれますか？

A Q17と同様の取扱となります。

Q19 介護職員処遇改善交付金の対象となりますか？

A その取扱いについては他の従業員と同様、介護職員として勤務している者が対象とされております。

(介護職員処遇改善交付金Q&A、問12、問13、問14参照)

Q20 福祉・介護人材処遇改善事業交付金の対象となりますか？

A Q19と同様の取扱となります。

(福祉・介護人材処遇改善事業交付金Q&A、問12、問13、問14参照)

施設の種別別対象の可否について

施 設 の 種 類	対象の可否 ○×
介護保険施設	
介護老人福祉施設	○
介護老人保健施設	○
介護療養型医療施設	○
指定居宅サービス・指定地域密着型サービス・指定居宅介護支援事業者(介護予防を含む)	
(介護予防)訪問介護	○
(介護予防)訪問入浴介護	○
(介護予防)訪問看護	×
(介護予防)訪問リハビリテーション	×
(介護予防)居宅療養管理指導	×
(介護予防)通所介護	○
(介護予防)通所リハビリテーション	○
(介護予防)短期入所生活介護	○
(介護予防)短期入所療養介護	○
(介護予防)特定施設入居者生活介護	○
(介護予防)福祉用具貸与	×
(介護予防)特定福祉用具販売	×
夜間対応型訪問介護	○
(介護予防)認知症対応型通所介護	○
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	○
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	×
居宅介護支援	×
老人福祉施設	
特別養護老人ホーム	○
養護老人ホーム	○
養護老人ホーム(一般)	○
養護老人ホーム(盲)	○
軽費老人ホーム	○
軽費老人ホーム(A型)	○
軽費老人ホーム(B型)	○
軽費老人ホーム(ケアハウス)	○
老人福祉センター	×
老人福祉センター(特A型)	×
老人福祉センター(A型)	×
老人福祉センター(B型)	×
老人介護支援センター	×
障害者支援施設等	
障害者支援施設	○
地域活動支援センター	※
福祉ホーム	×
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	
肢体不自由者更生施設	○
視覚障害者更生施設	○
聴覚・言語障害者更生施設	○
内部障害者更生施設	○
身体障害者療護施設	○
身体障害者入所授産施設	○
身体障害者通所授産施設	○
身体障害者小規模通所授産施設	○
身体障害者福祉工場	○
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	
知的障害者入所更生施設	○
知的障害者通所更生施設	○
知的障害者入所授産施設	○
知的障害者通所授産施設	○
知的障害者小規模通所授産施設	○
知的障害者通勤寮	○
知的障害者福祉工場	○

施 設 の 種 類	対象の可否 ○×
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者 精神障害者社会復帰施設	
精神障害者生活訓練施設	○
精神障害者福祉ホーム(B型)	○
精神障害者授産施設(入所)	○
精神障害者授産施設(通所)	○
精神障害者小規模通所授産施設	○
精神障害者福祉工場	○
身体障害者社会参加支援施設	
身体障害者福祉センター	×
身体障害者福祉センター(A型)	×
身体障害者福祉センター(B型)	×
障害者更生センター	×
補装具製作施設	×
盲導犬訓練施設	×
点字図書館	×
点字出版施設	×
聴覚障害者情報提供施設	×
児童福祉施設	
知的障害児施設	○
自閉症児施設	○
知的障害児通園施設	○
盲児施設	○
ろうあ児施設	○
難聴幼児通園施設	○
肢体不自由児施設	○
肢体不自由児通園施設	○
肢体不自由児療護施設	○
重症心身障害児施設	○
重症心身障害児(者)通園事業	○
その他の社会福祉施設等	
救護施設	○
更生施設	○
授産施設	×
宿所提供施設	×
盲人ホーム	×
無料低額診療施設	×
隣保館(デイサービス事業に限る)	○
へき地保健福祉館	×
へき地保育所	×
地域福祉センター	○
老人憩の家	×
老人休養ホーム	×
有料老人ホーム	○
適合高齢者専用賃貸住宅	○
障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所	
居宅介護事業所	○
重度訪問介護事業所	○
行動援護事業所	○
療養介護事業所	○
生活介護事業所	○
児童デイサービス事業所	○
短期入所事業所	○
重度障害者等包括支援事業所	○
共同生活介護事業所	○
自立訓練(機能訓練)事業所	○
自立訓練(生活訓練)事業所	○
就労移行支援事業所	○
就労継続支援(A型)事業所	○
就労継続支援(B型)事業所	○
共同生活援助事業所	○
相談支援事業所	×

※地域活動支援センターや地方自治から助成を受けている小規模作業所においても、本事業の実施主体が介護従事者としての資格取得を目指す離職失業者等が就労する施設として、都道府県が適当と判断するものについては、委託を受けることは可能です。

送付した資料に関する問い合わせ先リスト

厚生労働省代表電話：０３－５２５３－１１１１

（緊急雇用創出事業等の運用改善と前倒し執行等に関する事項）

- 職業安定局地域雇用対策室
地域雇用創出係（内線：５７９４）
地域雇用創出第二係（内線：５３１８）
FAX：０３－３５０２－０５１６

（介護雇用プログラムの実施に係る障害福祉サービス事業者等に関する事項）

- 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係（内線：３０３６）
FAX：０３－３５９１－８９１４

（介護福祉士等に関する事項）

- 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室 マンパワー企画係（内線：２８４９）
FAX：０３－３５９１－９８９８

（ホームヘルパー等に関する事項）

- 老健局振興課法令係（内線：３９３７）
FAX：０３－３５０３－７８９４

（介護雇用プログラムの枠組み及びその他労働政策に関する事項）

- 政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室
（内線：７９９１、７７１５）
FAX：０３－３５０２－５３９５